

豊島区教育委員会児童等に対する性暴力等対策指針を策定しました

はじめに

児童等を守り育てる立場にある教職員が、児童等に対して性暴力等を行うことは断じてあってはならないことです。しかしながら、児童等への性暴力等行為により処分を受ける教職員が後を絶ちません。本区においても区立学校に勤務する教員が逮捕される事件が発生しております。

こうしたことを踏まえ本区では、「豊島区教育委員会児童等に対する性暴力等根絶のための対策推進本部」において、性暴力等を生じさせる要因や根絶に向けた再発防止策等について議論を重ね、このたび対策指針を策定しました。子どもたちが安心して公教育を受けられるよう「私たちは児童等に対する性暴力等の根絶に全力で取り組む」「私たちは子どもたちを悲しませる言動を絶対にしない・させない」という強い決意のもと、性暴力等の根絶に向けて組織をあげて取り組んでまいります。

対策指針の対象

(1) 児童等

- 1 豊島区の区立幼稚園の園児
- 2 豊島区の区立小学校の児童
- 3 豊島区の区立中学校の生徒
- 4 豊島区の子どもスキップを利用している児童

(2) 教職員

- 1 豊島区の区立幼稚園・小中学校の教職員
- 2 子どもスキップに勤務する職員

(3) 性暴力等

- 1 児童等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
- 2 児童等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
- 3 刑法（不同意性交等罪等）、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為
- 4 痴漢行為又は盗撮行為
- 5 児童等に対する悪質なセクハラ

※「教育職員性暴力等防止法」では、子どもスキップの児童や勤務する職員は対象外だが、本区の指針においては対象とする。

※刑事罰とならない行為も含み、児童等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。

対策指針の基本的な考え方

- ◆組織的に対応する
- ◆これまでの取組を徹底して継続する
- ◆学校等の活動を停滞させない
- ◆児童等同志の性暴力等も見逃さない
- ◆より実効性の高い対策を講じる

取組

1 物理的・技術的・制度的な対策

(継)：令和7年9月までの取組で継続する取組
(新)：令和7年10月以降の取組

- 1 (継) 校内等の整理整頓を行い、カメラ等の設置ができないような環境整備を継続する。
- 2 (継) 教室等の鍵は、キーボックスで保管し、教室等を使用しない時は施錠する。
- 3 (継) 教室等の内部が見えるよう、入口・扉に掲示物は貼らない。
- 4 (継) 教職員の私用端末等の教室等への持ち込み禁止を徹底する。
- 5 (継) 撮影したデータは、所定のフォルダへ保存し、保存後は機器内のデータを削除する。
- 6 (新) 目的等を明確にした上で撮影を行う。
- 7 (新) 盗撮検知機器を用いて、定期的に校内等点検を行う。
- 8 (新) カメラ等の機器を台帳管理する。
- 9 (新) 学校等公用携帯の増設を検討する。
- 10 (新) 教職員の採用時、性犯罪歴の確認を徹底する。
- 11 (新) 廊下（通路）等への防犯カメラの設置を検討する。
- 12 (新) 外部専門家による校内等の点検実施を検討する。
- 13 (新) 公益通報窓口の周知及び区独自の窓口の設置を検討する。

2 教職員・児童等・保護者への意識啓発

- 1 (継) 3ない運動プラスの校内等掲示を徹底し、児童等や保護者に周知する。
- 2 (継) 全教職員を対象に性暴力等の研修を実施する。

3ない運動プラス

- 1 さわらない
…児童等に対して、指導に不必要な身体接触はしません。
 - 2 送らない
…児童等に対して、個人的なメール・SNS等の送信はしません。
 - 3 二人きりにならない
…児童等と閉鎖的な状況で指導・対応は行いません。
- + (プラス) 児童・生徒と教職員との交際関係は成立しません

- 3 (継) 定期的に管理職と教職員が面談を行う。
- 4 (継) 児童等に対する人権教育の充実を図る。
- 5 (継) 児童等の発達段階に応じた教育を推進する。
- 6 (新) 全教職員を対象とした定期的なセルフチェックの実施を検討する。
- 7 (新) 保護者への啓発を行う。

3 相談・支援体制の整備

- 1 (継) 児童等がすぐに相談できる窓口の周知徹底を図る。
- 2 (継) 児童等に定期的なアンケートを実施する。
- 3 (継) 早期発見（児童等自らの開示・周囲の気づき）のための環境を整備する。
- 4 (継) 児童等の心理的ケアを行う。
- 5 (継) 教職員の心理的負担の軽減を図る。
- 6 (新) 組織的な対応力の強化を図る。

その他

- 1 (新) 発生時の対応フローを再検討する。
- 2 (新) 取組を形骸化させないよう、各取組状況の確認、外部有識者等を交えた検証、対策指針の見直しを行う。

豊島区教育委員会児童等に対する性暴力等対策指針

掲載ページ



<https://www.city.toshima.lg.jp/347/2512260908.html>

次の性暴力等事案は、児童福祉法に基づいた対応となる。

- ・区内の公立保育園、私立保育園、私立幼稚園等における性暴力等事案
- ・各家庭での性暴力等事案

なお、これらの事案に関する相談・通報窓口については、指針の末尾（参考資料）に記載している。

実施時期別の取組

項目	R7.12月までに実施した取組 (今後も強化して継続)	指針策定以降の新たな取組
1 物理的・技術的・制度的な対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 (継) 校内等の整理整頓を行い、カメラ等の設置ができないような環境整備を継続する。 2 (継) 教室等の鍵は、キーボックスで保管し、教室等を使用しない時は施錠する。 3 (継) 教室等の内部が見えるよう、入口・扉に掲示物は貼らない。 4 (継) 教職員の私用端末等の教室等への持ち込み禁止を徹底する。 5 (継) 撮影したデータは、所定のフォルダへ保存し、保存後は機器内のデータを削除する。 6 (新) 目的等を明確にした上で撮影を行う。 7 (新) 盗撮検知機器を用いて、定期的に校内等点検を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 8 (新) カメラ等の機器を台帳管理する。 9 (新) 学校等公用携帯の増設を検討する。 10 (新) 教職員の採用時、性犯罪歴の確認を徹底する。 11 (新) 廊下（通路）等への防犯カメラの設置を検討する。 12 (新) 外部専門家による校内等の点検実施を検討する。 13 (新) 公益通報窓口の周知及び区独自の窓口の設置を検討する。
2 教職員・児童等・保護者への意識啓発	<ol style="list-style-type: none"> 1 (継) 3ない運動プラスの校内等掲示を徹底し、児童等や保護者に周知する。 2 (継) 全教職員を対象に性暴力等の研修を実施する。 3 (継) 定期的に管理職と教職員が面談を行う。 4 (継) 児童等に対する人権教育の充実を図る。 5 (継) 児童等の発達段階に応じた教育を推進する。 	<ol style="list-style-type: none"> 6 (新) 全教職員を対象とした定期的なセルフチェックの実施を検討する。 7 (新) 保護者への啓発を行う。
3 相談・支援体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 (継) 児童等がすぐに相談できる窓口の周知徹底を図る。 2 (継) 児童等に定期的なアンケートを実施する。 3 (継) 早期発見（児童等自らの開示・周囲の気づき）のための環境を整備する。 4 (継) 児童等の心理的ケアを行う。 5 (継) 教職員の心理的負担の軽減を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 6 (新) 組織的な対応力の強化を図る。
その他		<ol style="list-style-type: none"> 1 (新) 発生時の対応フローを再検討する。 2 (新) 取組を形骸化させないよう、各取組状況の確認、外部有識者等を交えた検証、対策指針の見直しを行う。

お問合せ 庶務課庶務グループ (☎03-3981-1141)